

令和4年5月11日  
障 害 福 祉 部

(仮称) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 (素案) について

#### 付議の要旨

(仮称) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例について、「素案」としてまとめたので報告する。

### 1 主旨

障害者の地域生活の支援や意思疎通手段等の保障を行い、障害理解の促進や障害者差別の解消を進め、地域共生社会を実現するために必要な施策について、条例を制定し更に取り組みを推進するため、障害当事者や家族、障害者団体、区議会、専門家会議、障害者施策推進協議会、地域保健福祉審議会等から意見を伺いながら検討を行い、今般、(仮称) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例の素案としてまとめたので報告する。

### 2 条例 (素案) の構成

#### 目 次

#### 前 文

#### 第1章 総則

目的、定義、基本理念、区の責務、事業者の役割、区民等の協力  
障害を理由とする差別の禁止、合理的配慮

#### 第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消等のための施策

障害に対する理解のための意見聴取及び施策の推進  
障害に対する理解及び障害を理由とする差別の解消に向けた教育  
相談対応

#### 第3章 安心して暮らし続けられる地域づくり及び活躍の場の拡大のための施策

地域の支え合い活動の推進、災害時における情報の提供等  
地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築等  
医療的ケアへの配慮や支援の必要な者等への適切な支援、教育の機会の確保等  
就労の支援等、地域における参加や活躍の場の拡大  
文化芸術活動やスポーツ等の機会の提供

#### 第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策

意思疎通等のための手段の保障等  
意思疎通を支援する人材の養成

#### 附 則

### 3 条例の基本的な考え方

#### (1) 経緯と条例制定の目的

区では、障害に関する法律や世田谷区基本構想等に基づき、多様性を尊重しながら、差別

や偏見の解消に取り組んでおり、2019年には先導的共生社会ホストタウンに認定され、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、区民にとっても障害について考える契機となった。一方、障害理解の促進や障害者差別の解消は未だ十分ではない。

また、「せたがやノーマライゼーションプラン（令和3～5年度）」において、共生社会の実現を目指すうえで、心のバリアフリーを一層浸透させていくことが必要であることから、手話言語条例や障害者差別解消条例のあり方について検討することとしている。

これらを背景に、地域共生社会の実現を目指して障害理解の促進や障害者差別の解消といった広い視点に立った条例の制定に向けて検討を開始した。検討の中で、障害当事者や家族、区議会、関係機関等から、障害理解の促進や障害者差別の解消に関する更なる周知や対応の充実について意見があったほか、「地域生活を支える環境の整備」や「意思疎通等の手段の保障」、「参加・活躍できる場の拡大」など全体的に取り組むべきとの意見もあった。

区では、こうした意見を踏まえ、せたがやノーマライゼーションプランの基本理念である共生社会の実現を目指して、基本となる考え方や、必要な施策を総合的に講じていくことについて、障害理解の促進や障害者差別の解消に関する内容にとどまらない条例を制定し、今後の施策展開の基礎とすることとした。

## (2) 条例の基本理念について

- ① 区民は障害の有無にかかわらず、人権及び基本的自由を享有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。また、区民は障害を理由とする差別に加えて、性別及び性の多様性に由来する複合的な要因により困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- ② 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての区民が多様性を認め合い、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深め、障害者とその家族の気持ちに寄り添うこと。
- ③ 障害者等が意思の形成又は表明のための支援その他必要な支援を受けることに加えて、意思疎通等のための手段について選択の機会が確保されることにより自己決定権が尊重され、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮できる環境の整備を行うこと。
- ④ 様々な状況や及び状態にある人が、その置かれた状況に応じて個性を活かし、持てる力を最大限に発揮することのできる社会を目指すこと。

## (3) 条例の名称について

- ① 名称について、障害理解の促進や障害者差別の解消に向けた取組み、意思疎通等のための手段の保障、活躍の場の拡大などにより、地域共生社会を推進することが条例の目指す姿であることから、条例の名称を「(仮称) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例」とする。
- ② 今後、障害当事者や家族、障害者団体、自立支援協議会、区議会等から幅広く意見をいただいたうえで条例の名称を正式に決定する。

#### 4 寄せられた主な意見

障害者団体、専門家会議、区議会から寄せられた主な意見は以下の通り。

- ・ 障害理解の促進や障害者差別の解消、情報コミュニケーションなど、たくさんの内容を盛り込む条例になるので、条例の前文のような位置に、当事者の思いや議論の経過を入れてはどうか。
- ・ 障害は当事者の心身機能の制約だけではなく、取り巻く環境や社会の側にもあること（障害の社会モデル）は大切な考え方なので、条例の最初の方で説明したほうがよい。
- ・ 障害理解を進めるにあたっては、社会的な知識の普及や啓発だけでなく、子ども時代の教育の中でも取り上げることが望ましい。
- ・ 「言語としての手話」と「意思疎通手段としての手話」を、一旦、同一の条例の中に盛り込んだうえで、別途、手話言語条例を検討してもデメリットは無いのではないか。
- ・ 「言語としての手話」と「意思疎通手段としての手話」を同一の条例に盛り込むことで、「言語としての手話」についての認知や理解が深まらない恐れがある。

#### 5 言語としての手話について

条例（素案）における手話に関する規定について、専門家会議等で検討を重ねる中で、以下のような意見があったことを踏まえ、国や東京都の「言語としての手話」の理解や普及のための法制化（条例化）の動向を注視しながら、区として、独立した手話言語条例について検討していく。

- ・ 『手話には、意思疎通手段としての側面に加えて、独自の文法体系をもつ「言語」としての側面がある。手話が、音声言語と並ぶ「言語」であることは、障害者権利条約や障害者基本法で明記されている。一方で、今回、「言語としての手話」と「意思疎通の手段としての手話」を同一の条例に盛り込むことによって、「言語としての手話」について社会の認知や理解が深まらない恐れがある。』
- ・ 『平成26年7月に世田谷区議会で「手話言語法制定を求める意見書の提出を求める陳情」が全会派一致で趣旨採択された経緯もある。』

#### 参考 意思疎通支援の具体例（厚生労働省ホームページより抜粋）

聴覚障害者	: 手話、要約筆記 <sup>※1</sup>
視覚障害者	: 点字、代読代筆
盲ろう者 <sup>※2</sup>	: 直接本人に接触する触覚手話、指点字、指文字
失語症 <sup>※3</sup> 者	: 会話における理解や表現の補助（必要に応じて道具や絵の利用等）

##### ※1 要約筆記

話し手が話す内容を要約し、ノートやパソコン等で文字として伝える。

##### ※2 盲ろう者

目（視覚）と耳（聴覚）の両方に障害がある者。

##### ※3 失語症

脳梗塞や脳外傷などにより脳の言語中枢が損傷され起こる障害。物事を考える機能は保たれているが、自分の考えを「言葉」の形にすることができず、「話す」、「話

を聞いて理解する」、「読む」、「書く」など言葉にかかわる機能が失われ、周囲とのコミュニケーションをとることが困難。

### 参考 日本における手話について

日本における手話には「日本手話」と「日本語対応手話」がある。

例 「どこに遊びに行くの?」と伝えたいとき

日本手話



日本語対応手話



(大阪府立中央聴覚支援学校ホームページより)

<b>日本手話</b> ≡言語としての手話	<b>日本語対応手話</b> ≡意思疎通手段としての手話
<p>日本手話は、日本語とは別物であり、れっきとした一つの独立した自然言語である。各国の言語を比較しても、統語、用法はもちろん、ヴォイス (態)、ムード(法)、アスペクト (相) で言語学上全く違う。</p> <p>日本手話は手や指だけでなく、非手指動作と呼ばれる顔の部位の変化で文法的区別を行うこと、また構文的にはSOV型をとり、日本語と同様であるが、いつ、どこで等のいわゆるwh疑問文ではそれが最後に来るので日本語とは語順が異なることになる等、言語学的にも別言語とされる。</p>	<p>手話サークル等においてろう者と聴者との間でコミュニケーションツールとして1960年代から使われ始めた人工言語で、当時は日本語対応手話という名称もなく日本手話と渾然一体となり単に「手話」とされていた。</p> <p>聴者は日本語をしゃべりながら、それに合わせて手話の単語に置き換えていくもので、日本語が母語の中途失聴者や難聴者には便利な方法であった。しかし、単語が羅列されているだけで、単語と単語の関係を規定する文法を表すものがないため、ろう者は手の動きをつなぎ合わせて推測して解読しなければならない。</p>

(参議院調査室作成資料「立法と調査」2017.3から抜粋し加工した)

## 6 地域共生社会について協議し推進する体制について

- (1) 障害のある人もない人も共に暮らす地域共生社会について協議し推進するため、障害者団体との意見交換や、自立支援協議会などの場を活用していく。
- (2) 区関係所管による各施策の取組みについては、庁内の障害者差別解消推進委員会を活用するなどにより連携を図り、進捗状況については障害者施策推進協議会や地域保健福祉審議会等へ報告していく。

## 7 今後のスケジュール（予定）

令和4年	5月	シンポジウム、パブリックコメント（素案）
	7月	専門家会議（パブコメ等結果、案） 障害者施策推進協議会（パブコメ等結果、案） 地域保健福祉審議会（パブコメ等結果、案）
	9月	福祉保健常任委員会（パブコメ等結果、案） 第3回定例会（条例案の提案）
	11月以降	区民周知（区のおしらせ、ホームページ、リーフレット等）
令和5年	1月	条例施行

### 【参考】障害者権利条約について（平成28年度版「障害者白書」）

障害者権利条約は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利の実現のための措置等を規定し、市民的・政治的権利、教育・保健・労働・雇用の権利、社会保障、余暇活動へのアクセスなど、様々な分野における取組を締約国に対して求めている。我が国は、本条約の起草段階から積極的に参加するとともに、平成19（2007）年9月28日、同条約に署名した。

日本国内では、条約の締結に先立ち、国内法の整備をはじめとする諸改革を進めるべきとの障害当事者等の意見も踏まえ、政府は平成21（2009）年12月、内閣総理大臣を本部長、全閣僚をメンバーとする「障がい者制度改革推進本部」を設置し、集中的に国内制度改革を進めていくこととした。これを受け、障害者基本法の改正（平成23（2011）年8月）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律（以下「障害者総合支援法」という。）の成立（平成24（2012）年6月）、障害者差別解消法の成立及び障害者雇用促進法の改正（平成25（2013）年6月）など、様々な法制度整備が行われた。

これらの法整備等により一とおりの国内の障害者制度の充実がなされたことから、平成25（2013）年10月、条約締結に向けた国会での議論が始まり、同年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において、全会一致で障害者権利条約の締結が承認され、平成26（2014）年1月20日、日本は障害者権利条約の批准書を国連に寄託、同年2月19日に我が国について発効した。

# (仮称) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例 概要版

## 前文

### 第1章 総則

#### 1 目的

- ① 障害に対する理解の促進、障害に対する差別の解消その他の地域共生社会の推進に関し、基本的な理念と施策の基本的事項を定める。
- ② 様々な状況や状態の区民が互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、暮らし続けられる地域共生社会の実現を目指す。

#### 2 定義

#### 3 基本理念

- ① 区民は障害の有無にかかわらず、人権及び基本的自由を享有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。また、障害を理由とする差別に加えて、性別及び性の多様性に由来する複合的な要因により困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- ② 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての区民が多様性を認め合い、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深め、障害者とその家族の気持ちに寄り添うこと。
- ③ 障害者等が意思の形成又は表明のための支援その他必要な支援を受けることに加えて、意思疎通等のための手段について選択の機会が確保されること等により自己決定権が尊重され、自らの意思に基づき個性及び能力を発揮できる環境の整備を行うこと。
- ④ 様々な状況及び状態にある人が、その置かれた状況に応じて個性を活かし、持てる力を最大限に発揮することのできる社会を目指すこと。

#### 4 責務等

- ① 区の責務
- ② 事業者の役割
- ③ 区民等の協力

#### 5 障害を理由とする差別の禁止と合理的配慮

### 第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消等のための施策

#### 1 障害に対する理解のための意見聴取及び施策の推進

区は障害者の意見を聞く機会を設け、障害に対する区民、事業者の理解を深めるため普及啓発及びその他必要な施策を講じなければならない。

#### 2 障害に対する理解及び障害を理由とする差別の解消に向けた教育

#### 3 相談対応

区は、障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずる。

### 第3章 安心して暮らし続けられる地域づくり及び活躍の場の拡大のための施策

#### 1 地域の支え合い活動の推進

区は、地域住民及び事業者による交流や支えあいの活動の推進に必要な施策を講ずる。

#### 2 災害時における情報の提供等

区は、災害時において避難行動に支援を要する障害者等に、必要な情報の提供及び避難場所での適切な配慮が行われるよう必要な施策を講ずる。

#### 3 地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築等

区は、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らすことができる支援体制の構築や、グループホームや通所施設等の施設の確保に必要な施策を講ずる。

#### 4 医療的ケアへの配慮や支援の必要な者等への適切な支援

区は、医療的ケアへの配慮及び支援の必要な者及びその家族が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築に必要な施策を講ずる。

#### 5 教育の機会の確保等

区は、障害者等がその年齢及び特性等を踏まえた教育を受けられるよう、教育の機会の確保を図ることやインクルーシブ教育の推進等のために必要な施策を講ずる。

#### 6 就労の支援等

区は、障害者等が自身の特性に応じて働くことができる多様な働く場の創出に努めるとともに、障害者等の就労を支援するための必要な施策を講ずる。

#### 7 地域における参加や活躍の場の拡大

区は、障害者等が自身の特性に応じて参加できる活動の場の創出に努めるとともに、地域における参加や活躍の場の拡大を支援するための必要な施策を講ずる。

#### 8 文化芸術活動やスポーツ等の機会の提供

区は、障害者等が多様な文化芸術活動、スポーツ等に参加できる機会の提供に努めるとともに、多様な文化芸術活動、スポーツ等を推進するための必要な施策を講ずる。

### 第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策

#### 1 意思疎通等のための手段の保障等

区は、意思疎通等の手段の保障及び普及に努めるとともに、障害者等の意思疎通等を促進するための必要な施策を講ずる。

#### 2 意思疎通を支援する人材の養成

区は、障害者等の意思疎通を支援する者の養成のために必要な施策を講ずる。

## 世田谷区が目指す地域共生社会の実現に向けた取り組みイメージ

地域生活の課題		課題解決の取り組み
<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害への無理解、偏見、固定観念</li> <li>●障害差別に関する相談場所の認知不足</li> </ul>	→	<u>障害理解の促進や差別解消等</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>●障害理解の促進や障害者差別の解消</li> <li>●専門相談体制の周知拡大・充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域における孤立</li> <li>●災害時の避難や生活場所の心配</li> <li>●親なき後の生活に対する不安</li> <li>●医療的ケアによる生活上の困難</li> <li>●障害による教育環境の差異</li> <li>●働く場や賃金が少ない。</li> <li>●アートやスポーツ、余暇活動を楽しむ機会が少ない。</li> </ul>	→	<u>安心して暮らし続けられる地域づくり 活躍の場の拡大</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の支え合い活動、活躍の場</li> <li>●災害の情報の提供</li> <li>●地域生活支援拠点等の整備事業や施設整備の促進</li> <li>●医療的ケア児・者への支援</li> <li>●インクルーシブ教育の推進</li> <li>●働く場の創出等の就労支援</li> <li>●文化芸術活動やスポーツの機会の充実</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報の取得、意思疎通を図る手段が確保されていない。</li> <li>●意思疎通支援者が十分でない</li> </ul>	→	<u>情報コミュニケーションの推進</u> <ul style="list-style-type: none"> <li>●意思疎通手段等の保障や普及</li> <li>●意思疎通支援者の育成・確保</li> </ul>

施策による効果

- ① 障害理解の促進・差別の解消と同時に、障害に対する意識が変化
- ② 地域での施設や設備の整備により、地域生活の環境が充実
- ③ 障害者等の就労や社会参加が進み、地域での活躍の場が拡大

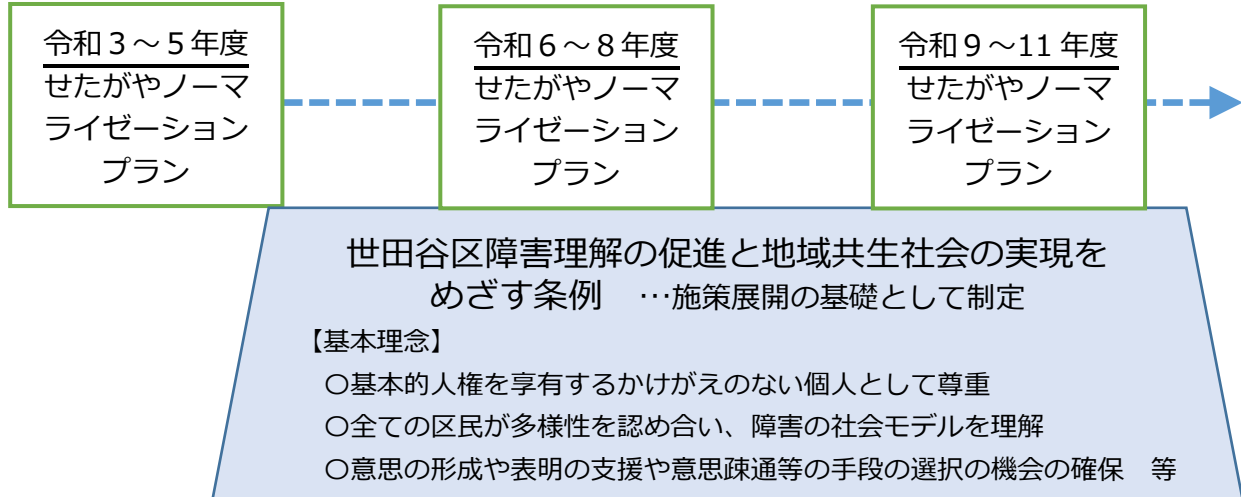
## 世田谷区が目指す地域共生社会

心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況や状態にある区民が互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、暮らし続けることのできる社会の実現。

手話言語については、理解促進に取り組みながら、独立した手話言語条例について検討していく。



(仮称) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例  
に基づく施策展開のイメージ



条例の基本理念を踏まえた施策展開の例

障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消等のための施策

- ・ 専門調査員による相談窓口の周知拡大
- ・ 障害当事者や障害者団体と協働した区職員研修の充実
- ・ 障害当事者や障害者団体と協働した身近な場での啓発事業の開催
- ・ 小学校への手話講師の派遣の推進

安心して暮らし続けられる地域づくり及び活躍の場の拡大のための施策

- ・ 地域生活支援拠点等の整備（5機能）
- ・ ふるさと納税による寄附を活用した医療的ケア児等を育てる世帯の支援
- ・ 医療的ケア相談支援センター事業の実施
- ・ 障害福祉施設（グループホーム、生活介護、就労継続支援B型等）の整備促進
- ・ せた J O B 応援プロジェクトの推進
- ・ 農福連携事業の実施
- ・ 障害児者が行う文化芸術活動やスポーツの機会の提供
- ・ 区民ふれあいフェスタなどの交流イベントの開催
- ・ 精神障害者ピアサポーターの活躍支援
- ・ インクルーシブ教育の推進

情報コミュニケーションの推進のための施策

- ・ I C T を活用した意思疎通手段の充実
- ・ 点字や音声コードの活用促進など視覚障害者への配慮
- ・ 失語症者向け意思疎通支援者派遣

## (仮称) 世田谷区障害理解の促進と地域共生社会の実現をめざす条例

## (素案)

## 目次

## 前 文

## 第1章 総則 (第1条―第8条)

第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消等のための施策  
(第9条―第11条)第3章 安心して暮らし続けられる地域づくり及び活躍の場の拡大のための施策  
(第12条―第19条)

## 第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策 (第20条・第21条)

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この条例は、障害に対する理解の促進、障害に対する差別の解消その他の地域共生社会の推進に関し、基本となる理念を定め、区の責務、事業者及び区民の役割に関する事項を明らかにするとともに、障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消、安心して暮らし続けられる地域づくり、活躍の場の拡大及び情報コミュニケーションの推進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況や状態の区民が互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、暮らし続けられる地域共生社会の実現に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域共生社会 心身の機能に障害のある区民のみならず、様々な状況や状態の区民が互いの多様性を尊重し、異なる価値観を認め合い、暮らし続けられる社会をいう。
- (2) 障害 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害や高次脳機能障害を含む。）、難病その他の心身の機能の障害をいう。
- (3) 障害者 障害のある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生

活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- (4) 障害者等 障害者をはじめ、日常生活又は社会生活の様々な場面において支援を必要とする状態にある者をいう。
- (5) 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- (6) 区民 区内に居所、勤務先又は通学先がある者をいう。
- (7) 事業者 区内において事業活動を行う個人、法人又は団体をいう。ただし、障害を理由とする差別の解消に関しては、国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。
- (8) 障害者団体 障害者、その家族又は支援者により構成された非営利の団体をいう。
- (9) 言語 音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。
- (10) 意思疎通等のための手段 手話、要約筆記、点字、音声、筆談、代読代筆、音声コード、拡大文字、触手話、指点字、指文字、ひらがな表記、サイン、写真、絵図その他の障害者等が情報を取得し若しくは利用し、その意思を表示し、又は他人との意思疎通を図るための手段をいう。
- (11) 情報コミュニケーション 意思疎通等のための手段により、円滑に情報を取得・利用し、意思表示や意思疎通を図ることをいう。
- (12) 親なき後 障害者等と日常生活を共にしながら、障害者等に対して、身の介護、意思疎通の支援、財産管理の支援等を行っている家族が、疾病、事故、死去等により、それらの支援等をできなくなった状況をいう。
- (13) インクルーシブ教育 障害のあるものと障害のないものが共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度一般から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること及び個人に必要な合理的配慮が提供されることをいう。

(基本理念)

第3条 障害に対する理解の促進、障害を理由とする差別の解消その他の地域共生社会の推進のための基本理念（以下「基本理念」という。）は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 区民は障害の有無にかかわらず、人権及び基本的自由を享有する個人として尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されること。また、区民は障害を理由とする差別に加えて、性別及び性の多様性に由来する複合的な要因により困難な状況に置かれる場合は、その状況に応じた適切な配慮がなされること。
- (2) 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消は、障害及び障害者に対する誤解、偏見その他の理解の不足の解消が重要であることに鑑み、多様な人々により地域社会が構成されているという基本認識の下に、全ての区民が多様性を認め合い、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深め、障害者とその家族の気持ちに寄り添うこと。
- (3) 障害者等が意思の形成又は表明のための支援その他必要な支援を受けることに加えて、意思疎通等のための手段について選択の機会が確保されることにより自己決定権が尊重され、自らの意思に基づき個性及び能力を發揮できる環境の整備を行うこと。
- (4) 様々な状況及び状態にある人が、その置かれた状況に応じて個性を活かし、持てる力を最大限に發揮することのできる社会を目指すこと。

#### (区の責務)

- 第4条 区は基本理念にのっとり、区民及び事業者が、障害、障害者及び障害の社会モデルについての理解を深め、適切に行動するために必要な施策を講ずるものとする。
- 2 区は、障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消に向けた支援を適切に行うため、職員が障害及び障害者についての知識を習得し、理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。
  - 3 区は、職員が事務又は事業を行うにあたり、障害の特性に応じて丁寧かつ適切な対応を行うことができる必要な施策を講ずるものとする。
  - 4 区は、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)の主旨を踏まえ、障害者の虐待の予防及び早期発見のために必要な施策を講ずるものとする。
  - 5 区は、障害者を養護する者に対して支援を行うために必要な施策を講ずるものとする。

6 区は、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、必要な施策を講ずるものとする。

7 区は、障害者等の情報コミュニケーションの推進のため、必要な施策を講ずるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念を踏まえ、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深めるとともに、その事業活動及び事業所の運営において、障害に対する理解の促進、障害に対する差別の解消その他の地域共生社会の推進に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 事業者は、区が実施する障害に対する理解の促進、障害に対する差別の解消その他の地域共生社会の推進のための施策に協力するよう努めるものとする。

(区民等の協力)

第6条 区民は、基本理念を踏まえ、障害、障害者及び障害の社会モデルに関する理解を深めるとともに、障害に対する理解の促進、障害に対する差別の解消その他の地域共生社会の推進に寄与するよう努めるものとする。

2 障害者団体は、障害者及び家族の生活状況に基づく意見等を把握し、必要に応じて障害者等を支援する関係機関、区等へ伝えること及び避難時の助け合いの体制づくりその他の災害に備える活動を計画することにより、障害者及び家族の日常生活及び社会生活の充実に努めるものとする。

(障害を理由とする差別の禁止)

第7条 区及び事業者は、その事務又は事業を行うにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の主旨を踏まえ、障害を理由として不当な差別的扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

(合理的配慮)

第8条 区及び事業者は、その事務又は事業を行うにあたり、障害者等から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明（本人による意思の表明が困難な場合には、家族、介助者等コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明を含む。）があった場合において、障害者等と建設的な対話を行い、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者等の権利利益を侵害することと

ならないよう、障害者等の性別、年齢、障害の状態等に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

## 第2章 障害に対する理解の促進及び障害を理由とする差別の解消等のための施策

(障害に対する理解のための意見聴取及び施策の推進)

第9条 区は、障害に対する区民及び事業者の理解を深めるにあたり、障害者の意見を聞く機会を設けなければならない。

2 区は、障害に対する区民及び事業者の理解を深めるため、普及啓発及びその他必要な施策を講じなければならない。

(障害に対する理解及び障害を理由とする差別の解消に向けた教育)

第10条 区は、区民が障害に対する理解及び障害を理由とする差別の解消についての重要性に対する理解並びに社会的障壁の除去についての重要性に対する理解を深めるための教育を講ずるものとする。

(相談対応)

第11条 区は、障害者、その家族その他関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるものとする。

2 区は、相談を受けるための専用窓口を設け、相談を受けたときは、内容に応じて次の各号に掲げる対応をするものとする。

- (1) 事実の確認及び調査を行うこと。
- (2) 相談者に対して必要な助言又は情報提供を行うこと。
- (3) 関係機関への通知その他連絡調整を行うこと。

## 第3章 安心して暮らし続けられる地域づくり及び活躍の場の拡大のための施策

(地域の支え合い活動の推進)

第12条 区は、障害者等が安心して暮らし続けられる地域づくりのため、地域住民及び事業者による交流や支え合いの活動の推進に必要な施策を講ずるものとする。

(災害時における情報の提供等)

第13条 区は、障害者等を支援する事業者及び障害者団体と連携し、災害時におい

て避難行動に支援を要する障害者等に、必要な情報の提供及び避難場所での適切な配慮が行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築等)

第14条 区は、障害者の重度化・高齢化や、障害者と暮らす家族の親なき後の不安に対し、障害者や家族に対する支援施策が計画的に確保されるよう、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築に必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、障害者等の地域生活の継続や施設から地域での生活への移行に寄与するグループホームや通所施設等の施設の確保に必要な施策を講ずるものとする。

(医療的ケアへの配慮や支援の必要な者等への適切な支援)

第15条 区は、国や東京都と連携し、医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他の医療行為をいう。）への配慮及び支援の必要な者及びその家族が心身の状況等に応じて住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる支援体制の構築に必要な施策を講ずるものとする。

(教育の機会の確保等)

第16条 区は、障害者等がその年齢及び特性等を踏まえた教育を受けられるよう、教育の機会の確保を図ることその他の必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、インクルーシブ教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

(就労の支援等)

第17条 区は、障害者等が自身の特性に応じて働くことができる多様な働く場の創出に努めるとともに、障害者等の就労を支援するための必要な施策を講ずるものとする。

2 区は、障害者等の就労を支援する機関と連携し、事業者が障害者等を雇用するにあたり必要となる障害に対する理解を促進するための必要な施策を講ずるものとする。

(地域における参加や活躍の場の拡大)

第18条 区は、障害者等が自身の特性に応じて参加できる活動の場の創出に努めるとともに、地域における参加や活躍の場の拡大を支援するための必要な施策を講ずるものとする。

(文化芸術活動やスポーツ等の機会の提供)

第19条 区は、障害者等が多様な文化芸術活動、スポーツ等に参加できる機会の提供に努めるとともに、障害者等による多様な文化芸術活動、スポーツ等を推進するための必要な施策を講ずるものとする。

#### 第4章 情報コミュニケーションの推進のための施策

(意思疎通等のための手段の保障等)

第20条 区は、情報コミュニケーションの推進のため、意思疎通等の手段の保証及び普及に努めるとともに、障害者等の意思疎通等を促進するための必要な施策を講ずるものとする。

(意思疎通を支援する人材の養成)

第21条 区は、障害者団体や関係機関と連携し、障害者等の意思疎通を支援する者の養成のための必要な施策を講ずるものとする。